



一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合 指令 第62号

住所又は所在地 盛岡市乙部 5 地割158番地 1
氏名又は名称及び代表者氏名 盛岡産資源株式会社
代表取締役 村 上 一 夫

平成28年 3 月 23 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

平成29年 4 月 1 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造



許可年月日及び許可番号		平成29年 4 月 1 日 指令第62号
事業の 範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条第 4 項の政令で定める一般廃棄物
	収集、運搬又は処分の別	収集及び運搬（積替え無し）
許 可 期 限		平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで
許 可 の 条 件		1. 収集区域は、盛岡市（平成 4 年 3 月 31 日における紫波郡都南村の区域に限る。）、紫波町及び矢巾町の区域に限る。 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 9 年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 1 号）に規定する一般廃棄物処理業に関する事項を遵守すること。